

## 新潟市総合計画策定推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 次期新潟市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定を総合的かつ効果的に推進するため、新潟市総合計画策定推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 総合計画の基本的な方針に関する事項
- (2) 主要施策の立案及び調整に関する事項
- (3) その他総合計画に関する重要な事項

### (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長、教育長及び水道事業管理者をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる者その他本部長が必要と認める者をもって充てる。

### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故のあるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部会議は、本部長が必要と認めるときは、当該審議事項に関係のある本部員のみで開催することができる。
- 3 本部長が必要と認めるときは、本部会議に本部構成員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

### (部会)

第6条 本部長が必要と認めるときは、本部に部会を設置することができる。

- 2 部会長，副部会長及び部会員は本部長が指名する。
- 3 部会は，部会長が必要に応じて招集する。
- 4 部会長は部会を総括し，副部会長は，部会長を補佐し，部会長に事故があるときは，その職務を代理する。

(事務局)

第7条 本部の事務局は，政策企画部政策調整課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか，本部の運営に関し必要な事項は，本部長が別に定める。

附 則

この要綱は，令和3年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は，令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

政策企画部長，統括政策監，市民生活部長，危機管理防災局長，文化スポーツ部長，観光・国際交流部長，環境部長，福祉部長，こども未来部長，保健衛生部長（医療介護連携担当），経済部長，農林水産部長，理事（都心のまちづくり担当），都市政策部長，建築部長，土木部長，下水道部長，総務部長，財務部長，財産経営推進担当部長，区長，会計管理者，議会事務局長，消防局長，教育次長，水道局経営企画部長，市民病院事務局長
--